# 令和7年度 農作業賃金等の標準額のお知らせ (令和7年4月~令和8年3月)

益子町農業委員会では、農作業の賃金標準額を下記のとおり定めましたので参考にしてください。

- ※本表は参考ですので、ほ場条件や作業の難易等を考慮して当事者間で決めてください。
  ※金額は消費税込の金額です。

X		分		訳		備考
		***	1箱当たり	種子別	730円	
育	苗	箱		種子込	880円	· 運搬費別途
			ロータリー耕起〔10a当たり〕		4, 500円	
耕		起	二 番 耕 起 [ 10a	当たり〕	3, 100円	地形等を考慮する
			プラウ 耕 起〔10a	当たり〕	3, 700円	
整		地	耕盤耕起〔10a 当	当たり〕	5, 400円	砕石・整地・鎮圧
筆		地	レベラー耕起〔10a	当たり〕	14, 600円	
主	. +=	採舗	10-24-11		3, 700円	〔施肥・播種・覆土〕
友	大豆播種		10a当たり			肥料・種子は委託者負担
代	か	き	10a当たり		7, 000円	地形等を考慮する
Ш		植	10a当たり	機械植	7, 700円	補植別・地形等を考慮する
		但		側条施肥	8,800円	〔肥料委託者負担〕
薬	剤 散	女 布	液 剤 [ 10a 当	たり〕	1,800円	薬代別
来			粉 粒 剤 〔 10a 当	たり〕	1,600円	〔果樹等・特殊なものについ ては別途考慮する〕
XIJ		取	コンバイン	稲	18, 700円	排水不良・倒伏状況を考慮す る
, i			〔10a当たり〕	麦	16, 500円	地形・倒伏状況を考慮する
大豆	・そに	ま刈取	汎用コンバイン〔10a	当たり〕	11,000円	地形・倒仏仏がどち慮する
古七 N	<b>操 • 調 製</b>		60kg	*	1,600円	
乾炒			60kg	麦	1,600円	
運		搬	60kg	米•麦	330円	
_	般作	業	1時間当たり		1,004円~	栃木県最低賃金に準ずる 消費税は非課税
溝	堀作	業	1メートル当た	9	66円	
畦	畔作	業	1メートル当た	9	66円	片面
草	ĮIĮ	IJ	1時間当たり		1,650円	機械・燃料込み
肥肥	料散	<del>-</del>	10a当たり	施肥	1, 100円	ブロードキャスター1回散布 (1種類)
加	<b>介</b> 计	7 布	IVa ヨバッ	追肥	1,650円	1回散布(1種類)

#### <見やすい所へ貼ってご利用ください。>

## 農地等賃借料情報

農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報提供しますので、賃借料の設定の目安としてください。「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力は無く、賃借料決定の参考として提供するものですから実際の契約の際には、農作物の販売相場や立地条件等総合的に判断し、貸し手と借り手の両者でよく協議した上で締結してください。

益子町の令和6年1月から12月までに締結(公告)された、賃借権における賃借料水準は、以下のとおりになっています。参考にしてください。

#### 1 田(水稲)の部

10aあたり

					100072
締結(公告)された地域名	区分	平均額	最高額	最低額	データ数
益子町	現金	12, 300円	26,800円	3,500円	85筆
—————————————————————————————————————	物納	63kg	120kg	30kg	327筆

#### 2 畑(普通畑)の部

10aあたり

締結(公告)された地域名	平均額 最高額 最低額			データ数
益子町	3,800円	7,000円	1,000円	95筆

- (1)データ数は、集計に用いた筆数です。
- (2)使用貸借(無償)による貸し借りやイチゴ、花卉等の園芸農業における貸し借りは除いてあります。
- (3)金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

### 〇農地を農地以外にするときは許可が必要です

- ・農地を農地以外に利用するときは、農地法による許可・届出が必要です。申請は農業委員会で受け付けております。
- ・転用する場合、地域計画から除外する必要があります。除外申出から許可まで約3カ月ほど期間を要しますので余裕を持って手続きを行ってください。
- ・転用には宅地、駐車場、資材置き場だけでなく、土盛りや植林、太陽光発電設備の設置なども含まれます。
- ・許可無く転用をした場合、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復命令が出される場合があり、また、罰則の適用もあります。

### 〇農地の貸借・売買を希望の方へ

- ・益子町農業委員会で農地の貸借・売買の相談を受け付けています。
- ・農地の貸し借りをする場合は、農地法による許可・農地バンク法などによる申出が必要です。
- ・令和7年4月から農地バンクを利用した貸し借りになります。申出から利用開始まで約3カ月程期間を要しますので余裕を持って申出を行ってください。

#### 〇農地を相続等したら届出が必要です

・相続等によって農地の権利を取得した人は、農地のある市町村の農業委員会に届け出なければなりません。

# 〇農業者年金に加入しましょう

・国民年金の第1号被保険者で、農業に年間60日以上従事する60歳未満の方はどなたでも加入できますので、ぜひ加入しましょう。(ただし、国民年金保険料の免除者を除く)

お問い合わせ 益子町農業委員会 TEL:0285-72-8837 FAX:0285-70-1180